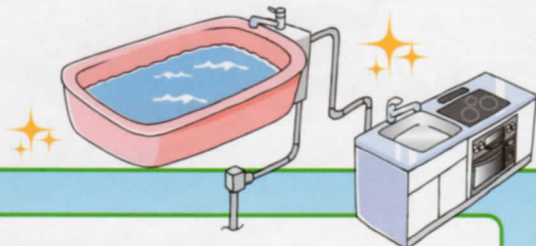


1 水まわりの工事・リフォームは、信頼のおける組合加盟の指定水道工事店へ



「組合加盟の指定水道工事店」*は、新築、リフォームの際の水道工事はもちろん、アフターサービスにも常時対応できる体制を整えています。キッチン、洗面所、トイレ、お風呂などの水まわり関連工事の専門家です。

*「指定水道工事店」は、正式には市町村等の水道局が指定した給水装置工事事業者をいい、国家資格である給水装置工事主任技術者が工事に従事しています。

2 あなたのお好きな給水器具が選べます。

給水器具は品質保証*されているものをご利用ください。機能・性能を、「組合加盟の水道工事店」で確かめてお選びください。

※ISO9000* S認証メーカーの自己保証
ISO・IEC/ガイド65認証第3者機関による保証



3 漏水の時は組合加盟店にご相談ください。

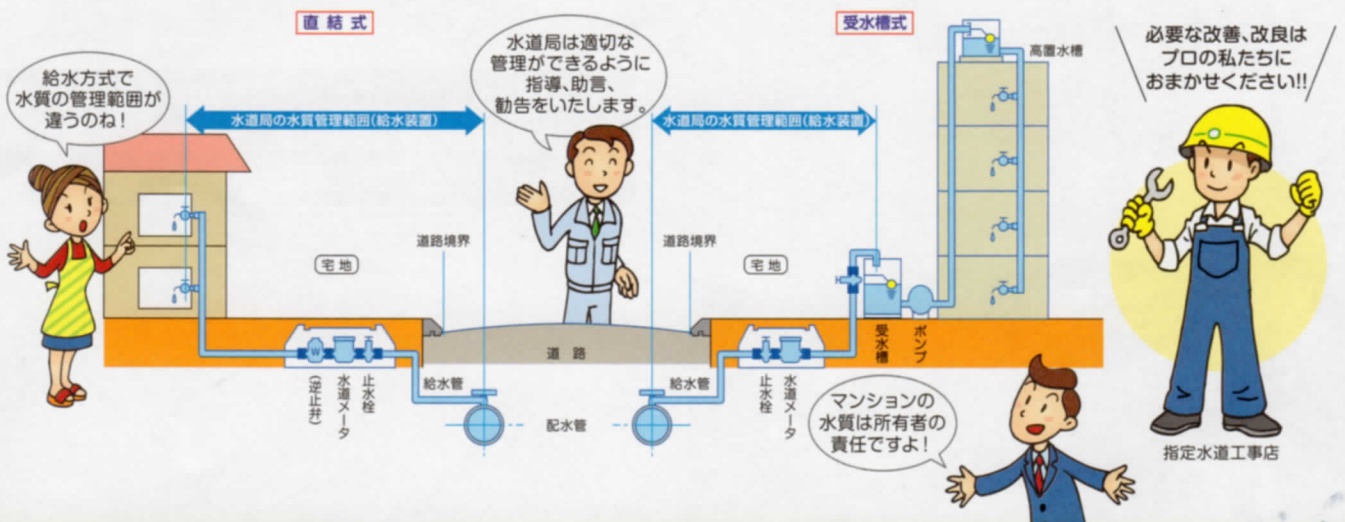
漏水はムダだけでなく、水道料金にも大きく影響します。時には蛇口を全部閉めて、水道メータのパイロット(赤い点)が回っていないことを確かめてみましょう。回っていれば漏水の疑いがあります。その際は「組合加盟の水道工事店」にご相談ください。



4 給水方式と水質の管理範囲は?

給水方式には、下図のように配水管の水圧で給水する直結式と一旦受水槽に貯めて給水する受水槽式があります。水道の水質は、直結式は蛇口まで、受水槽式は受水槽の入り口までが水道局(部、課)の管理範囲(給水装置)です。給水装置はお客さまのものであり、その設置や修繕の費用は、原則としてお客さまの負担になります。(ただし、配水管から水道メーターまでの修繕は水道局負担となることが多い。)

※直結給水方式には「加圧給水設備」を装置することにより高所(3~10階程度)にも給水することができる地域があります。



全国管工事業協同組合連合会 (国土交通大臣認可団体)

<http://www.zenkanren.or.jp/>

24.4 作成